

## 新潟市スポーツ・音楽功労者選考会議要領

### (設 置)

- 1 新潟市スポーツ・音楽振興顕彰要綱第4条にもとづき、被顕彰者の選定の適正を期するために、新潟市スポーツ・音楽功労者選考会議（以下「選考会議」という。）を設置する。

### (構 成)

- 2 選考会議は、委員をもって構成し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 新潟市音楽芸能協会 若干名
  - (2) 新潟市スポーツ協会 //
  - (3) 新潟市文化スポーツ部長

### (任 期)

- 3 委員の任期は、2年とし、任期中に委員が交代したときは、後任者の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

### (役 員)

- 4 選考会議に、委員の互選により定める座長を置き、会務を総理する。  
なお、座長に事故があるとき又は欠けたときには、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

### (庶 務)

- 5 選考会議の庶務は、新潟市文化スポーツ部スポーツ振興課内に置く。

### 付 則

この要領は、平成 4 年 9 月 1 日から実施する。

この要領は、平成 1 9 年 4 月 1 日から実施する。

この要領は、平成 2 1 年 4 月 1 日から実施する。

この要領は、平成 2 6 年 4 月 1 日から実施する。

この要領は、平成 3 0 年 7 月 1 日から実施する。